

第6 剰余金処分計算書

剰余金処分計算書 (第71年度)

(単位：円)

科 目	金 額
1. 当期未処分剰余金	1,214,671,668
2. 剰余金処分額	1,148,910,196
(1) 利益準備金	240,000,000
(2) 任意積立金 (経営基盤安定準備金) (農業経営事業積立金)	530,000,000 (300,000,000) (230,000,000)
(3) 出資配当金	108,924,400
(4) 事業分量配当金	269,985,796
3. 次期繰越剰余金	65,761,472

(注) 1. 出資配当金は、年2%の割合である。

2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりである。

基準利用高1万円に対し25.66円である。

品目別に事業分量と手数料率を勘案して、次のとおり利用高を調整する。

基準利用高=利用高×調整率

(調整率)

- 0.1 濃粉特産資材・建設(施設)・麦類・鶏卵代行
- 0.15 生鮮食品・さとうきび・成牛
- 0.2 自動車・店舗器材・店舗用品・設計・生かんしょ・肉牛・肉豚・種豚・子牛・子豚・原料卵
- 0.3 肥料・一般食品・食糧販売・食鳥資材・鶏卵資材・民間流通米・種鶏廃鶏
- 0.5 農薬・飼料・代行施工・でん粉・特產品・野菜・果実
- 0.7 農業機械・園芸資材・米麦資材・茶葉資材・燃料・生活資材・加工用米・花き・茶
- 0.9 種子・建築(住宅)・大中家畜資材

3. 任意積立金の種類および積立目的、取崩基準等は次のとおりである。

(1) 経営基盤安定準備金

① 積立目的

経営基盤の安定化をはかるための積立を行う。

② 積立目標額

25億円

③ 取崩基準

金融経済環境の急激な変化や会計等法制度の変更等による利益の減少、事業の再編・整備に伴う損失の発生等の事由が発生した場合に、必要と認める額を経営管理委員会の決議により、取り崩すものとする。

(2) 農業経営事業積立金

① 積立目的

農業経営事業の安定的運営をはかるための積立を行う。

② 積立目標額

70億円

③ 取崩基準

農業経営事業に損失が発生した場合、必要と認める額を経営管理委員会の決議により取り崩すものとする。

4. 次期繰越剰余金には、教育・生活・文化改善の事業費用に充てるための繰越額65,761,472円が含まれている。